

第297回

長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

令和5年12月14日(木)

於 : 県北振興局天満庁舎2階A会議室
(佐世保市)

第297回長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和5年12月14日(木) 14時00分 ～ 15時35分
2. 通知年月日 令和5年12月6日(水)
3. 公示年月日 令和5年12月6日(水)
4. 公示の場所 総務文書課、各振興局並びに関係各市町と関係各漁協に公示の依頼を行った。
5. 開催場所 県北振興局 天満庁舎 2階A会議室 佐世保市天満町1-27
6. 出席委員 安永光幸、浦田和男、大久保照享、志水正司、高平真二、吉浦英男、溝口悦雄、片岡一、山中兵恵、中山等、後藤正喜、中原康壽、田添伸
7. 欠席委員 豊増見喜雄、萬屋隆則
8. 出席者 委員会事務局 琴岡局長、笹山次長、前川係長、青木書記
貞松係長(壱岐駐在)
漁業振興課 本田参事、西村主任技師、松尾企画監、吉川係長
漁港漁場課 大隈課長補佐
9. 議案
・第1号議案 北共第1号における区画漁業権(真珠養殖関連)の免許について(報告)
10. 議事
開会 14:00
(14時00分 開始)
事務局長 ただいまより、第297回 長崎県北部海区漁業調整委員会を開催いたします。
事務局長の琴岡でございます。よろしくお願いいたします。
初めに、本日の出席委員についてご報告いたします。
本日は、豊増委員、萬屋委員が欠席ですが、13名の委員が出席されていますので、本委員会は成立いたします。

それでは、はじめに山中会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

事務局長 ありがとうございます。

また、今回は漁業振興課から本田参事と西村主任技師が出席しております。

漁業振興課 (挨拶)

事務局長 それでは、以降の進行を山中会長をお願いいたします。

会長 それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名します。

本日の議事録署名人は、「中原委員」と「中山委員」にお願いします。

本日の議題はお手元の資料のとおり、

・第1号議案 北共第1号における区画漁業権(真珠養殖関連)の免許について(報告)

となっております。

それでは、第1号議案「北共第1号における区画漁業権(真珠養殖関連)の免許について(報告)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

会長 関連漁協の片岡委員がおられますので、片岡委員の方から説明を求めたいと思います。よろしいですか。

各委員 はい。

片岡委員 委員としてお話しさせていただきたいと思います。

真珠免許の際の県のずさんな対応によって、海区調整委員会が、強い不信感をもつ

た。それに関して、現在、県に対して海区調整委員会から、問いを出しております。それに関して、会長の方からお話がありました。お願いしたはずですが、資料がなかったので私の方で用意しました。皆さん持ってらっしゃると思います。海区調整委員会から県にどういふことかと、そもそも存在意義がというお話がここでありましたけれども、この資料は県に対して質問して、それに関して回答が来ているものです。今質問は3回しております。最新のものはまだ回答が来ておりません。2回については回答が来ておりました、ここに資料があります。これは正式な立場で出しておりますので、言葉選びだったり、見て頂きたいので少し時間を取りますので目を通していただけますでしょうか。

会長

今、片岡委員のおっしゃることは、296回9月22日審議した件です。保留という議題を保留にせず委員会をせずに、知事が長崎県が免許をしたことでこういう問題になりました。それで我々は意見書を出して、やり取りをして今回は3回目の質問書を送った。くわしい担当である片岡委員から説明していただきました。

片岡委員

はい、まずは目を通していただけていいですか。

(資料読み 10分)

片岡委員

皆さま資料4まではお読みいただけましたでしょうか。資料5に関しては資料4の回答に対して納得出来ないところがありますので質問を出したもので回答は来ておりません。資料4まで見て頂いて現状の経過報告と、認識と、今後の対応を説明したいと考えております。

今見て頂いたとおりになりますが、まだ、きちんと誠意のある回答が来ておりません。問題が生じてからもう3か月が経っております。一番の問題であるのは、諮問機関の答申を受けずに勝手に免許をしたということです。各委員もおっしゃっていましたが、存在意義を貶められてしまっています。これに関しては諮問機関すべてそれに類する諮問機関に対して県がそういう形で話をしています。

特に県の見解につきましては資料4の1ページ目の一番下、「そもそも答申は受けていないと言いますが、委員会の中で様々な意見を委員が出していたからそれで聞いたものと判断します」と無茶苦茶なこじつけで明らかに馬鹿にされているような回答になっ

ております。

その中で不信感が募るばかりです。皆さまおっしゃるように、「そもそも諮問継続中でトラブルになっている案件があるのに、それが解決しないうちに他の通常の議事なんかできないよ」と言うお話もありました。もう3か月経ってもまだこの状況です。

この後、予定されている会がありますけれども、議題で緊急を要するものがあると思います。皆様からお話を伺っていましたけれども、一番心配されるのは漁業者に迷惑をかけないようにしたいということです。そこのところが、不安にならないようにやりたいということでした。

先日県からはじめて連絡があって、私のところにいらして、県の方もいろいろと言われました。私も笹山さんもいましたけれども、「海区調整委員会としては早く解決して漁業者に不安を持たせないように安心していただくように早く通常の会を開きたいのになぜやらせてくれないのか。」という話を県にいたしました。それに関しては、回答はありませんでしたけれども、そういった状況ではあります。

その上で皆様、「長(ちょう)」でいらっしゃる方が多くいらっしゃいます。今回、この後の会の特に第1号議案、2号議案に関しては私個人も緊急を要するものであると考えております。ここで動議を求めたいと思っておりますけれども。今現状、諮問継続中のものがありまして、それに関して何も音沙汰がない、進んでいない、回答もない、こういうトラブルがあって諮問機関の存在意義をないもののようにしているような回答しか聞いていません。「答申を受けなくてもいいなら勝手にやればいいのか」という意見がありますけれども、本当にそういうことがやられてしまっている状況にあります。

やはり、まずもって長の皆様がおっしゃる通り、緊急だとこの会の中で認められるものについては進め、解決しない部分もありますので緊急と認められないものについては延期するといったところを審議して頂きたいと考えていますが、会長いかがでしょうか。

会長

今、片岡委員がおっしゃった件について皆さんの意見を伺いたいと思います。

田添委員

まず整理したいのは、会長が知事にされている質問書は我々は初めて見るじゃないですか。我々委員会が会長に預けたということを説明しないと、何で勝手にやっているのかと誤解されてしまいます。

片岡委員が説明するのではなくて、本当は会長が説明するべきですけれども、一番詳

しい片岡委員が説明したという整理でいいんですよね。

各委員 そうです。

田添委員 そこを皆さん認識したうえで…

会長 なぜかという、私に一任と言われますけれども、私一人ではもしもの時に不安だということで、実際の漁業権の関係者である片岡委員と後藤委員と高平委員3人をお願いすると言って、私ども4人で責任をもつと言うことで了解したと思います。

田添委員 その説明が明確に無かったので、されていた方が良かったと思います。

会長 失礼しました。

田添委員 その上で、片岡委員や他の方も言われた緊急を要するものがいっぱいあるんですね。漁業者に支障があるもの、これは絶対に遅らせてはいけません。そこは大賛成です。後の分については、緊急を要しないものをどうするかは県の話も聴かなければいけないと思います。少なくとも緊急を要するものは今回の件とは別に必ずすべきだと思います。そうしないと、この調整委員会が何をやっているんだとなってしまいます。我々は水産業・漁業の振興の目的でやっているわけですから、片岡委員がおっしゃっているものには大賛成です。後の分は、私は今のところは保留にしておきたいです。そこは県と調整委員会のごちゃごちゃしている色々な原因があると思います。そこはちょっと置いておかせて頂いて、最初の部分は大賛成です。

以上が私の意見です。

会長 田添委員が言われることは本当にそうだと思います。しかしながら、保留した案件を委員会の決議も無しにしています。議事録を見ればわかると思いますが、あの時は佐世保市漁協と相浦漁協と関連している TASAKI の話し合いが済み次第、委員会を開いて答申しましょうと言っていました。

漁業法第70条にも委員会の意見を聴かなければとなっているのに、これを無視して

県が免許しました。我々がそういうことをするのだったら何の許可でも免許でも県が勝手にやればいいとそういう考えを持っています。

笹山課長から「やってください」、「会を開いてください」と5回から6回私のところに来ました。しかしながら、この案件が佐世保市漁協とまだ話がついていないと言うことで、私は断っていました。なぜならば、あの時に皆さんが満場一致でそれは保留している案件の話し合いがつかないことには、話し合いは出来ませんと言ったからです。私個人だけならそれならやりましょうかと言えるのですが、皆さんの意向を確かめていたものですから、断っていました。議事録を見ればわかると思います。そういうことがあるのでこのようになった。

田添委員

確かに8月17日の委員会でそのように話したんですよね。だからもう一回開こうとしたのも皆さんの認識がそうだったということですね。

会長

これが今の資料2の「今後、県と海区調整委員会の意見が一致しない事案が発生した場合は、時間が許す限り両方で協議を重ねるとともに、速やかに答申が頂けるよう、県は普段から積極的に海区漁業調整委員会へ情報共有を行います。」 こういうことをしていたら何もなかったのです。これを飛び越して県が免許したものですから、調整委員会は何の役目をしているのかという意見を皆さんが持ったのではないのでしょうか。

後藤委員

そうです。

会長

我々委員会は何の不足もないように、漁業者が安心して漁が出来るようにということが調整委員の努めではないかと思います。それを県が曖昧にしたものですから。免許する前にもう少し待ってください、トラブルが起きているからと延ばせば良かったのです。9月1日付で免許しなければならぬとして2日くらいの間で免許してしまったので、委員会の意味はないということで、委員会に来たものは全て蹴っていました。

7回ほど私のところに来て会を開いてください。そうしないと許可などに影響及ぼすからと言うのを言われました。皆さんそうだったのではないのでしょうか。

事務局

委員のご説明がされたところですが、まず、こちらが報告事項として挙げていた議題

がありまして、資料について関連して経過などの説明をさせて頂きたいと思います。

会長

ちょっと待ってください。

片岡委員

今、こちらがおっしゃいましたけれども、いつも疑問なんですけれども、笹山さんを含め、こちらの方は説明にいらしたり、こちらでお会いしたりでその都度、都合よく立場を変えて話をされるんですよね。「県の立場です」と言ったり「調整委員会の立場です」と言ったり、公聴会も含め、委員会の皆さんに伝えなければならないことなど、疎かになっているところが見受けられます。

今は何の立場ですか。

事務局

資料にあります。県北振興局水産課ということで、免許後に県による漁場監視を行っています。その説明をさせて頂きたい。

片岡委員

意味ではなくて、立場はどちらから話されるのですか。県なのか事務局なのか。

事務局

県になります。

片岡委員

それでは県がこれを決めているのですか。議案については、会長には話していませんか。

事務局

打合せをしております。

片岡委員

分かりました。

事務局

8月17日の漁業調整委員会のあと、8月22日に県は委員会で意見があった真珠養殖業者に対する現地調査と指導を実施しました。その際、県は以下の2点を確認しました。1点目は魚類養殖漁場近くの2つの漁場では貝掃除を行わないこと。2点目は貝掃除において付着物の海洋流出の極小化する措置をとること。県はこれらの実施状況を監視していくということとしております。免許後の県による漁場監視の実施に関して、文

章で書いておりますが、スライドでの説明をよければしますが、どうしますか。

後藤委員

見なくていいです。

事務局

文章を説明させていただきます。まず…

片岡委員

そもそも問題点と認識されている部分が全く違うと見受けられます。これに関しては、その他の方にも皆様とここで話をさせて頂いていた部分も盛り込まれていないようですので、この説明を聞く必要はないです。

会長

皆さんどうですか。

片岡委員

問題点は諮問機関の存在意義をどう考えているのかです。現状の回答だけを見ると答申を受けなくてもいいとなっています。法律上は意見を聴かなければならないとなっており、意見というのは答申になりますので、諮問というものは答申を求めるといことなので、その中でこういった回答をしてくれています。

先ほど、私がお話した資料のなかで、委員会はここで各委員、場所、認識が違いますので、見当違いのことが出てくる可能性もあるし、色んな話が出てきてそれをブラッシュアップして、会の意見として答申をするというのが筋の部分です。

このあとできないよねという理由の中に、諮問継続中があるからというものもありますけれども、現状、こういった回答の中で会をやったとしても、答申がなかった時同じように誰かしら一人が発言するだけでも意見を聞きましたという形で県はやっていきますと県は言っています。そんな中で怖くて発言は出来ないと私は思います。

海区調整委員として諮問機関として県に対して聞いているものと認識がずれているのではないかと思います。県知事にちゃんと説明していると考えますが、知事から返ってきている部分、話している部分、これに関しては佐世保市漁協に説明する内容ではないですか。

事務局

我々が漁業調整委員に話を聞いた機会がありました。その際に、県が一体なにをどうしているのか分からないので説明しないとイケないだろうという意見が複数ありまし

た。それについて答える形で、今県が対応している中身について詳しく説明させていただければと思います。皆様方のご意見をお聞かせいただければと思います。

片岡委員 「それ」とは何でしょうか。対応についての全てが曖昧過ぎて、もう少し具体的に話をしていただきたい。何に関してなのか。

事務局 県が免許した相手方の会社をどう指導監視しているか、そういうところも聞きたいと言うことであった。

片岡委員 聞きたいというお尋ねがあったということですね。あくまでそれは佐世保市漁協に関連することであって、今海区調整委員会が問題としている内容ではずれています。そこは認識しているのですよね。

事務局 各委員の思い思いがあるので、免許のあり方がどうであったかという判断をする上ではその後の指導監督監視状況は重要なものと認識していますので、やはりそういう情報が欲しいという委員の方には丁寧に説明しなければいけないと感じています。

会長 皆さんの中から何かありますか。

後藤委員 いま笹山課長から説明があった通り、当然、これはあの時に言っていたので具体的に書いているなど読ませて頂きました。これは当然、佐世保市漁協関連の TASAKI においてこういう問題があったので、その後県は監視をなさいと指示があったと思います。それを具体的に書いている。当然、県が最小限にすべき事項と考えています。片岡委員の話、会員の中から、会長の指示により責任を持ってしなければなりません。漁業法の70条で海区調整委員会の意見を聴かなければならないと言うところが大きな問題点です。田添委員から説明があったが、それを我々が受けて、実際に県とのやり取りをやってくれと、その回答が資料4の「質問にかかる区画漁業権について委員会は答申を保留されましたが、8月17日委員会では質問にかかる区画漁業権についていろいろな意見を頂いたことから意見を聞いた」という回答でした。

それがそうなのかと言うところが私の疑問です。資料5の質問書の「そうしますと各委

員が同日の委員会の……意見があった」これを答申と言う事で回答されている。これがおかしいなと思っているところです。保留にして、様々な意見を聞いたとして、それにより免許したことで問題になっています。

資料4の2ページ。質問4の1及び2、「委員会開催を要請し、一旦は8月29日の開催を決定していただきました」と書いています。その時、山中組合長は決定していないはずです。TASAKIと佐世保市漁協でまだ話が出来ていないのに決定するわけがないです。それにもかかわらず、「28日に開催中断を行ったものであり、その結果、県は8月17日の委員会で出された意見に対する説明の機会を失ったものです。」と書いていますが、各委員にある人から聞くと、漁業者と佐世保市漁協の調整ができたので委員会を開催しますと言うことを県から言われたとのことでした。ちょっと話が食い違うところがあります。山中会長は開催許可を出していないと言い、県は会長が開催許可したと言う、こういうところに曖昧なところがあります。

今後、海区調整委員会は何か、答申を聞かずまとめもせずに意見を聞いたと、意見を聞くだけなのかなと思ったりします。問題が起きたらそこでちゃんと精査しておかしいじゃないかと言うことが、漁業調整が海区調整委員会の大きな役割だとこの間も話をしました。このあたりが海区調整委員会と県の調整がうまく図られていないからこういう問題が発生しているので、ここをきちんとしないと片岡委員が言うように、この解決をしないのに他のことは進めるのかという、疑問が残った状態で出来るのかという話になります。

これは大きく漁業者の許可、いろんな関係の重要な書類など田添委員からも言われたようにあるので、漁業者に損失を与えないような委員会でない、漁業者から反対に、「お前たち何をしているのか」と言われます。運営がうまくいかないと県も水産庁から何をしているのかと言われ県も困るはず。我々委員は会長中心に回答を県に求めています。きちんとした回答を出して平常に戻れるように、早く回答を出してください。そうしないと、この会もこれまでうまくいっていたのに来るのも非常に憂鬱な感じ、面白くないです。片岡委員が言うように回答をきちんと早く出して平常にいくようにやってもらわないと、一番困っているのは漁業者ですよ。

県もそこはしっかりとして指導をするなり、計画のときに問題があることをなぜ説明しなかったのですか。そこを具体的にきちんとしないから調整委員会で大きな問題になっている。きちんと説明をして平常に戻るよう早く回答を出していただきたい。片岡委員

が言うように許可の関係は漁業者が困るので、そこは迷惑をかけないようにしないといけません。他のことも協議するなら今の問題を早く解決して今まで通りいくようにしてもらいたいです。

以上です。

片岡委員

今、後藤委員から話がありました。少し補足で資料4です。県の方から県の立場と言うことで説明がありましたが、そもそも今の状況で、「会長が了承したから」や「地元の調整が付いたから」など虚偽の情報を皆さんに伝えて開こうとしていました。そんな事実があり、私のところには「明日開きます」と言ってきました。翌日は予定もありましたので申し訳ないところですが、どうしても無理と言いました。ただ、次の会を開くときに、この話は不信感に繋がる場所ですが、私に対して翌日やりますから参加してくださいと言った方が、私と会長と後藤委員が直接出向いて、皆さんに話をしたいから会を開いて欲しい一週間後でもいいという話をしたときに、「予算が」「そんなに近々に開けません。」と言われました。会長が必要としたときに会を開けます。予算と言うのはこちらにいう話でもありません。「そんなに近々に開けません。」と「明日」と言ってきた人が言われました。

様々な対応があって、今県の立場で話されていますが、立場もコロコロと変わられずし、そういった方々で作る資料をそもそも信用が出来るのかという話です。漁場計画作成される際に、問題があれば委員会にも伝えないといけない義務が県には事務局にはあります。全部皆さんが知っているわけではありませんし、どういったことがあって、こういったトラブルがあっていると言うことは伝える権利ではなく義務があるはずで、そういうところを疎かにしていたところからも、・・・。

今、問題にしているところはそれに関して、きちんと安心をさせて頂きたい。安心が出来ない状況にあります。漁業者に迷惑をかけることだけはしたくないですが、漁業者のためにやりたいですし、ただ、県の落ち度によってそれが出来ない状況にあります。責任は県にあるとは言え、海区調整委員は漁業者に対して面と向かって対応されている皆様、私も含め、その責任を果たすため、粛々と緊急と認めるものがあります。そこに関してはやった方がいいんじゃないかと思います。

会長も後藤委員も皆さん、この部分に関しては県云々何するか分からないと、そう言うてはられないと、まずはこちらの責任を果たしましょうという気持ちだと思います。そも

そも発言することすら怖い状況ですので、皆様と意見を合わせながら、やっていきたいと思ひます。

私どもの提案としては、そういう形でやっていただいた方がよいのではないのでしょうか。その他いい考えがあれば、また、全部だめだよという意見もあれば、皆さんの意見を合わせて頂きたいと考えております。

会長

他に何か意見がありますか。

高平委員

特に許可、宇久小値賀の定置、TAC こういうものは委員みんな同じ考えと思ひます。進められるものはどんどん進めて、問題があるものはそれはそれで話し合っとうまくいくように、他の漁業者がどんどん仕事に出られるように進められるものだけでもやっていかないといけないと思ひます。

中原委員

ももとは海区調整委員会の権限を無視しているところが問題だと思ひます。しかし、これをそのまま引きずっては解決の方法はありません。ですから、県がどういうことをしてきたかや、佐世保市漁協との話し合いが本当にできたのかなどを我々委員は確認をしたいわけではあります。このままずるずるいっても解決はできないと思ひます。ですから、どこかで両方で協議して、間に我々であれば我々が入り、漁民のためにもうまいこと調整しないとイケません。そういうところをきちんと県の指導でやっていただきたいと思ひます。そうしないと、このままずるずる問題ばかり言っても解決方法が無いと思ひます。

各委員の考えもお聞きしたいと思ひます。

会長

意見がある人は言ってください。

大久保委員

「高圧洗浄機で貝を洗う際に濁りが出て、魚が死んでしまうどうしたらいいでしょうか」と書いていますよね。この問題はしっかり解決しないと我々にも今から先問題を被ってきます。それは何故かと言いますと、漁業権者は我々は良いときには北海道まで漁に行っていましたけど、高齢化、燃油高でどうしても漁業権、定置・養殖業・観光業やらないと経営的に困難な状況になっています。そのため、漁業権は今後ますます重要になります。そういう中、イスズミが増えて海藻が生えないため、イスズミの駆除をしていま

す。

漁業権に漁業者以外の業者が来た場合、海区調整委員会に諮らずに免許するくらいですから、あまりにも水産庁、行政は海のことを分かっていない。何も分からない人がやっているからこのような状態になっている。こんな問題が起きている中、10年の更新を調整委員会の答申がないまま行っていること自体、海のことを分かっていないということです。こういうことを我々が今後されると大変です。我々の逃げ場は将来的に漁業権しかなくなります。

安永委員

この問題は4人の委員さんに一任しております。実際はこの問題が解決しないと新規の許可も進まないのかもしれませんが、漁業者のために、新規の漁業許可は出していきたいと思えます。

中山委員

結果的に県が、養殖場近くの漁場で貝掃除を行わないことや海洋流出を極小化する、この2点を確認して行くということで免許の更新をしたということは、委員会は何なのかとなります。委員会の意見を聴いて免許するとなっています。きちんとしていただかないといけません。今後こういうことが起きると困ります。今後ちゃんとやるべきです。

片岡委員

ちょっと意見があります。県の方に教えて頂きたいことがあります。緊急を要するもの、要しないものについて、免許の期限は分かりますけれども、海区調整委員会の意見の期限を教えて頂きたい。今回2件ありますけれども、緊急であるもの皆様おっしゃっていますけれども、これに関しても実際、いつまでが委員会の締め切りなのかを教えてください。そして締め切りに対して言われても、それが正しいのか分かりませんし、漁業法なのか、どこの何条に書かれているものなのか、きちんと根拠を言ってください。それが無いと判断がつかない可能性があります。それに関して県の方は今お答えできますか。

漁業振興課

それぞれの298回の議案に挙げている諮問内容につきましては、それぞれ回答いただければいけない時期が決まっております。それぞれの担当が来て説明することになっており、こちらでまとめていないので、お時間いただければ確認して報告差し上げることができますが、よろしいでしょうか。

会長 それでは10分ほどの間休会でよろしいでしょうか。

各委員 はい。

(15:00 休会)

(15:10 再開)

会長 委員会を再開します。

漁業振興課 第1号議案から順番に説明させていただきます。

第1号議案の緊急性、期限についてご説明いたします。今回の298回で予定しております北部海区漁場計画ですが、宇久小値賀漁協が自営でやられております大型定置、今年1月の時化により定置網が破損したため現在新たな漁場において定置網を設置したいという要望があったものです。定置網の設置が令和6年の3月に予定をしております。3月までに定置漁業権が必要になります。漁業法上、定置漁業権の設定にあたり海区漁場計画を作成して公示する必要があり、漁業法64条に漁場計画公示日から免許日までの期間が定められており、最低3か月空けなければならないとされています。3月免許予定なので逆算して今月末に漁場計画の公示をしたいと考えています。したがって、298回漁業調整委員会で審議して答申を頂きたいと考えています。

片岡委員 すいません。

3月29日なので12月末というのは・・・

漁業振興課 県の公報掲載で12月26日に公示をしたいと考えています。公示の一週間前までには、内部の手続きになりますが。

片岡委員 ごめんなさい。内部はいいですが、実際の期限はいつですか。こちらの回答を最悪

返す場合のデッドラインはいつですか。

漁業振興課 12月19日です。

片岡委員 19日が回答期限であるということですね。

漁業振興課 持ち込み期限があるので12月18日までに頂きたいと考えています。

片岡委員 すいません。もう一点よろしいでしょうか。このあとの公聴会が延期になっていると思うのですけれども、それはどのようになっていますか。

事務局 それにつきましては、いろいろ法律の専門家に聞きましたところ、公聴会を中止できないとの回答でした。

片岡委員 その根拠は何ですか。

事務局 実際に会長名で文書を出したうえで一般人に対して公に示していることから、今になって中止することはだめだということでした。

片岡委員 法律。弁護士に聞いたということですか。

事務局 はい。そうです。

片岡委員 法律上に公聴会の中止に対する規程は無いですよ。それは私たちも確認しております。その方はなんでそんなことをおっしゃるのですか。中止の時は、例えば実例を調べて頂ければわかりますけれど、厚労省であろうが各県であろうが前日に中止というのは普通にあっております。その実態があって今のその発言なんですか。

事務局 それにつきましては担当弁護士からの見解ですのでそれ以上は申し上げられません。

片岡委員 担当弁護士がそう言っているということですか。

事務局 そうです。

片岡委員 私は誰と話せばいいんですか。日本の国の法律上に中止の規程は無いんです。中止だろうが延期であろうが、前日でもできます。それは間違いなく確認をとっております。その方がおっしゃっている根拠が分かりません。弁護士が言っているというのは根拠にならないです。弁護士が何を言っているのか、そこを具体的に説明できますか。

事務局 この場では分かりません。できません。

片岡委員 なら発言をしないでください。そこに関して、しっかりと調べてください。お願いします。

と言うことは、指示を聞かなかったということですね。事務局の機能をなしていないということですね。今回は海区調整委員が頭をとって開いた会であって、県が開いているのではなく、もちろん県が決定出来ません。今おっしゃっているのは、それこそ事務局の立場として、中止などは会長の方で出来るのは間違いありません。ちょっと残念ですけど事務局も機能していないようですね。

事務局 会長。よろしいでしょうか。

会長 (頷く)

事務局 昨日会長から電話があり、公示についても会長に前もって説明をするように言われました。そのあと確認して、12月1日の段階で会長に公聴会を開催することについては説明しております。その後12月6日に一週間前に公示の文書を平戸市漁協に通知しております。そういう事実があります。

片岡委員 未だに意味が分からないのですけれども、それは開催の時ですよ。私が話した通り、開催の時は、法律の規定があります。漁業法にもあります。中止であったり延期であったりやめる時は規定がありません。いつでもできます。今の説明は説明になっていないですけど。何をおっしゃりたかったか、ちょっとわからない。

事務局 要するに、われわれは一般、利害関係者に対して参加を、一週間前に公示しているわけで、それをしている以上は今更ながらそれを中止することは難しいと言うことでございます。

片岡委員 なにをおっしゃっているのか。どなたか県の方、説明できますか。

漁業振興課 確かに漁業法に中止の規程はないです。中止の規程がないということは、中止を想定していないこととなります。公示をして、きちんとした手続きを踏んでやっているのであれば開催しなければならないと判断しております。

片岡委員 その根拠はなんですか。開催しなければならないというのはどこの法に書いているのですか。どこの法を見て言っているのですか。どこの第何条ですか。具体的に教えてください。

漁業振興課 第64条の第5項。「海区漁業調整委員会は、海区漁場計画の変更の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。」

片岡委員 全く説明になっていないのですけれども。

後藤委員 ちょっといいですか。先ほど漁業者が困る許可はちゃんとしないといけないという意見があったと思うのですよね。県の中でこれは絶対しないといけないもの、壱岐の分、許可の関係をするとすることはやむを得ないと思います。そうしないと許可は出ないですから。それを止めるということをしているので、どうもできません。だから1号から5号、

その他までありますけれども、漁業者がこれを絶対しないと組合員が困るというようなことは、どれとどれか、それをどうするのかということここで決めていかないと、遂行しないといけないと思います。後の残りをどうするかを決める必要があるのではないですか。漁業者の困ることは、そこはしないと調整委員会のする仕事でしょうと、先ほど言ったでしょう。そうしてくださいよ。そうしないと進みませんよ。訳の分からない話をずっとしても、どれが答えなのか本当に分からないので。

片岡委員

脱線して行って、全く説明になっていないので、もう説明しなくていいです。緊急性を判断していただくために、各議案の期限を聞いていました。第1号議案までは聞きましたが、続きをお話しいただけますか。

事務局

2号議案については、新規の許可として小型いかつり漁業の要望があがっておりまして、10月18日に漁協から要望があり、11月21日付で諮問しております。答申後、公示から一カ月の申請期間があります。答申が遅れると公示がどんどん遅くなります。

いわしあじさば浮敷網漁業については漁業時期が4月1日から12月31日までとなっております。公示期間を勘案すると許可の有効期間が2月を予定しているため12月20・・・

後藤委員

12月にしないといけないということだけでいいです。

事務局

12月に答申をいただきたいと思っております。

片岡委員

根拠はなんですか。どういう手続きがあってその期間ですか。今おっしゃっているのは、その後では間に合わないということですね。

後藤委員

許可は間に合いません。

事務局

許可の有効期間が令和6年2月1日からを予定しておりまして、その前に申請の期間が1か月必要になり、その前に公示しなければならないので、年末年始を挟むため、12月になります。次の延縄式雑魚かごにつきましては・・・

後藤委員

一緒にしないといけないということですか。

事務局

そうです。

後藤委員

はっきりと言わないと進みません。

会長

次の議題をお願いします。

漁港漁場課

3号議案については、魚礁整備について、その整備が漁業調整上問題ないかと言うことを委員会に審議いただきたいものでございます。これは法律に基づく事項ではございませんが、魚礁の整備は共同漁業権の外側、壱岐の西を予定しておりますけれども、いわゆる公海で行われますので、もちろん壱岐市の組合長会には既にご審議いただいて了解頂いておりますが、それに加えて県北の海区調整委員会にも了解を、漁業調整上問題ないと言うことを了解いただいてから、工事に向けた契約事務に入りたいと言うことで今回審議をお願いしたものです。

この事業自身は令和6年度の予算で契約を進めていこうと思っておりますが、今年度の予算次第では、着工をできるだけ早く行いたいので、もし可能であれば今回の漁業調整委員会でご審議の了解をいただきたいと思っております。

漁業振興課

4号議案、5号議案についてです。資源管理方針及びその次の TAC の数量については来年1月からのスタートになりますので、期限としましては12月21日がメ切となっておりますので、逆算していくと本日が期限となっておりますのでよろしく申し上げます。

会長

その他の件はどうですか。

漁業振興課

その他の件に関しましては、TAC 量の変更というものを国から追加配分があつておりますので、各海区漁業調整委員会に報告をさせていただくという形をとっております。毎回、報告させていただいております。いつまでに報告しないといけないというもので

はございませんが、直近の委員会の中で、今回で言えば11月に TAC 量を変更しましたよ、という報告をさせていただこうと考えておりましたので、今回、その他の議案で入れております。

以上です。

会長 このことに対してこの後の調整委員会で行いますか。

片岡委員 先ほどお話した中で、今、期日に関しては説明がありましたので、やはり、もともとお話した通り、1号、2号については、緊急なのかなという認識がございまして、私の方からは今日やってもいいのかなということを考えております。それ以外に関しては延期で構わないのかなという認識です。

田添委員 私は全て漁業者に関わることなので、今回やるべきだと考えております。藻場礁についても期限がないということですがけれども・・・

漁港漁場課 魚礁です。

田添委員 魚礁も早く整備すれば漁業者は使うわけですから、その希望がっておりますから、遅らせれば遅らせるほど漁業者の不利益になりますので、私は全てやるべきだと思います。

会長 皆さん、意見がある人は言ってください。

高平委員 異議なし。先ほどの田添委員と同じ意見です。
その他の件についてはあくまでも説明だけでしょう。

漁業振興課 報告になります。

高平委員 わかりました。できれば早く進めてもらいたいです。

会長	全てでいいですか
各委員	(一同)はい。
会長	297回の件について皆さんの方から他に何かありませんか
各委員	ありません。
会長	297回は全て締めたいと思います。5分間休憩してから298回の委員会を開催したいと思います。
	<閉 会>

閉 会 15:35

以上の議事に顛末を記載し、これと相違ないことを証するため、会長は、議事録署名人とともに押印する。

会 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印